

第10回原子力小委意見書

2014.11.27

伴英幸

1. 中間整理案に合意できません。以下、理由を述べます。

- 福島原発事故後の民間ならびに政府主催の意見交換会、討論型世論調査、各マスコミ世論調査（ともに2012年）などから「国民の過半が脱原発を求めている」ことが明らかになりました。
- 川内原発再稼働の是非をめぐる世論調査（2014年）では、再稼働反対が6割前後で圧倒的に多い状態です。
- 第4次エネルギー基本計画（2014年、以下エネ基）に対するパブリックコメントでは応募意見の9割が脱原発を求めました（朝日web論座11月12日）。
- 全国の640を超える自治体で脱原発の意見書を決議しています（2014年10月）（<http://nonukes-ikensho.org/map>）

以上の状況を見れば、今なお「国民の過半が脱原発を求めている」状態であり、政策はこれに沿って策定すべきです。この願いを踏みにじる第4次エネ基に合意できません。また、その具体化として議論されてきた本小委の中間整理案にも合意できません。

2. 原発の利用を継続していくことは倫理的に許されません。

- 原子力という技術が、誰かに犠牲を強いることなしには成立しない技術です。このことは、福島第一原発事故で誰の目にも明らかになりました。重大事故のリスクがある以上、そのような原子力技術を今後とも使うことが、倫理的に許されません。
- 高レベル放射性廃棄物は地層処分されることになっていますが、それでも遠い将来に内蔵放射能が環境に漏洩してくることは避けられません。被ばくのリスクが容認されるのは原発を利用している時代のことであり、原発利用が終わっていると考えられる後の世代に被ばくのリスクだけを残すことは倫理的に許されません。

3. 具体的ないくつかの意見

3.1. 福島第一原発事故の教訓

- 「被災者の方々の心情に寄り添い」という文言が入ったのはよいことですが、寄り添うことは必ずしも「避難指示の解除を進めていくこと」だけを意味しません。むしろ、帰還を選択しない人々

をも政府はしっかりと支援する必要があります。現状はこの逆で、帰還を選択しない人々は支援の対象の外に置かれてしまっています。政府が帰還政策に固執していることこそが大きな問題となっているのです。「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」はすべての被災者を対象としているはずですが。

- 原子力規制の中に防災を位置づけるべきです(深層防護の第5層)。
- 原子炉等規制法が改正されて新增設や変更等の許認可権者は経産大臣から規制委員会委員長に移りました。そして自治体の了解手続きが安全協定によって必要になっています。防災対策の範囲が30kmに拡大されたのに、事前了解は以前のままです。その歪な状況が軋轢を生んでいると考えています。そこで、これを解消し、地元自治体の納得が得られるように、地元了解の範囲を拡大した上で、何らかの形でそれを法的に位置づける必要があると考えます。

3.2. わが国のエネルギー事情と原子力の位置づけ

- 「豊かな自然に恵まれている」では意味が通じないので、自然エネルギーと表現すべきです。
- ここで石油を特筆することは、火力発電の主要な燃料が石油であるかのような誤解を与えますので、この部分の記述を削除すべきです。オイルショック以降、電力各社の努力によって発電に占める石油への依存度は1割程度に下がっています。原発事故後も石炭や天然ガスの方が遥かに高い依存度なので、言うとなれば、これらについて言及すべきです。そして、これらの供給地は「世界各地に分散して」いるといえるのではないかと。
- 今現在、原発は電力の安定供給に何ら寄与していません。いったん事故が起きれば、当該原発だけでなく、安全確保のために他の原発の停止にもつながります。原発は、安定供給に寄与するにはリクスの高い電源といえます。再稼働をめぐる電力の対応を見ていると、とても安定的に稼働するとは受け止められません。原発が出力の負荷調整に適さない特性をもって、優先供給電源としての「ベースロード電源」と位置づけるのは間違いだと考えています。

3.3. 原発依存度提言に向けた課題

- 規制ルールの変更によって、想定していた60年運転ができなく

なったと事業者は主張して、相応の支援策を要求していますが、福島原発事故に対する国会事故調査報告にあるように、事業者が規制を虜にしてきたことが事故の背景にあることを考えれば、とうてい納得できません。また、推進と規制の分離や深層防護の導入について、国際原子力機関からとうの昔に推奨されながら、事業者はこれらに反対し、阻止してきました。その結果としての福島原発事故であり、規制ルールの変更です。(VIに関連)

事業者の主張からは、福島原発事故の反省が見られませんし、このような態度からは、自主的安全向上も信頼されないでしょう。

(Vに関連)

- 廃止に伴う放射性廃棄物の処分地の確保に事業者が真剣に取り組む必要性に言及するだけでなく、「処分地の確保の遅れが廃止措置工程に遅延が生じることのないように」を「真剣に取り組む」の前に挿入するべきでしょう。報道によれば、先行する廃止措置ですでにこの問題が起きています。

3.4. 原子力の自主的安全性の向上、技術・人材の維持・発展

- 技術・人材の維持のために、原発の一定規模の維持が必要という論理展開は本末転倒な議論です。仮に、海外で積極的な原発建設が行われるとすれば、「日本の優秀な技術」による圧力容器などの受注が維持されることになるでしょう。
- 事故を起こした福島第一原発の廃炉作業（高レベル放射性廃棄物の処理含めて）に技術と人材が必要ですし、また他の炉の廃炉にもそれなりの技術と人材が必要と考えますが、それは確実に需要があるからで、しっかりとこれに答えていく必要があると思います。

3.5. 競争環境下における原子力事業の在り方

- 原発のコストが「他の電源と比較して遜色なく低廉」であるとすれば、競争環境下でも十分に耐えうるものであるはずであり、「適切な政策措置を講じていく」必要はありません。ただし、安全がきちんと確保されるように規制すること並びに自主的安全向上を促す政策措置が必要と考えます。このためにも原子力損害賠償制度を有限責任へと改悪することは、あってはならないことです。
- 廃炉への一定程度の支援策が必要とする意見が私あてに寄せられました。整理案にたしてパブコメが行われないうので（一般からの意見を聞くべきと思いますが、それに値する具体性がないとの判断でしょう）、ここで紹介します。

11月19日、規制委員会の有識者会合は、改めて敦賀発電所2号炉原子炉建屋直下を通るD-1破砕帯は後期更新世以降の活動が否定できず、したがって、設置許可基準規則解釈における「将来活動する可能性のある断層等」であると判断しました。これにより、敦賀発電所2号機は、廃炉になる可能性が高くなりました。

関電は値上げ申請の際、この敦賀原発2号機を含むまったく動いていない日本原電と北陸電力の原発の購入電力料として466億円を計上しています。

また2013年度の関電の再処理積立金の取り戻し額は516億円でした。再処理をしていない六ヶ所再処理工場に、再処理代金を516億円支払っていることとなります。これを合計すると、982億円。ちょうど関電の純損失974億円とほぼ同じ金額です。

皮肉なことに、日本原電、北陸電力、そして六ヶ所再処理工場の日本原燃は、三社そろって黒字を計上しています。一方停止している原発、再処理工場に多額の維持費を支払っている関電は、1千億円近い赤字を計上し、内部留保の積立金をすべて取り崩しました。株主への配当ももちろんありません。それでもまだ関電は、運転開始から40年を超えた高浜1、2号を廃炉とせず、運転延長を申請すると報道されました。

原発の電気はけっして安くはありません。いったん福島事故のような原発の重大事故が起きれば、賠償や安全対策のために巨額の費用がかかることや、たとえ他社の原発事故であっても、日本中の原発が停止し、経営に負担を与えることは、最初からわかっていたはずで、リスクの高い原発に依存することの危険性を、株主としてずっと警告してきましたが、関電の経営陣はまったく無視してきました。悪夢のような原発事故が現実となった後も、まだ原発再稼働に前のめりになっています。

廃炉への支援策は、安全な廃炉を推進するために必要だと思います。しかし高リスクの原発への依存度を低減するためには、原発そのものやバックエンドへの支援策は一切必要ありません。電力会社の経営上大変なお荷物となっている日本原燃を解体するためにはどうするか、再処理工場にある使用済み核燃料をどうするかを検討し、必要な支援策を実施すべきです。

また40年を超える原発の運転延長に際しては、安全対策のみならず経済的な負担も求めるべきです。事故を起こすリスクがより高くなることを考慮すれば、たとえば、原子力賠償の保険の掛け金を高くするなどの経済負担を電力会社に求めて、40年を過ぎた原発の運転は認めないという姿勢を国としてはっきり示すことが必要です。

電力会社が、原発への依存度を下げ、健全な経営を取り戻せるような支援

策の検討をぜひお願いします。

関電の一株主より

3.6. 使用済み燃料問題の解決に向けた取組と核燃料サイクル政策の推進

- 使用済み燃料の乾式貯蔵をすすめることが必要であるとの認識は共有します。高レベル放射性廃棄物に付いても同様ですが、これらの問題解決のためには、使用済み燃料や高レベル放射性廃棄物の発生量の上限を確定することが必要だと考えます。
- 放射性廃棄物の減容化・有害度低減は、高レベル放射性廃棄物の処理・処分にとって意味のないものです。
- 机上の利用目的を書いても余剰プルトニウムを保有しないことになりません。福島原発事故によりプルスーマルへの合意がいつそう困難になっているいま、経済的にも社会的にも合理性のない核燃料サイクルから撤退するべきです。その上で、六ヶ所再処理の後始末を考えるべきです。
- プルトニウム利用の拡大は世界の核拡散の脅威を高める方向に働きます。この点からも撤退することが求められます。(VIII 関連)

3.7. 世界の原子力平和利用への貢献

- 中東アジア地域での原発導入の背景にはエネルギー問題だけでなく、抑止力としての原発への魅力があるのではないのでしょうか。
- 「世界における原子力利用の拡大」が核拡散の脅威につながることは明瞭で、これに対抗する二国間協定を縛りに日本の原発輸出を進めることは合理性を持ちません。